

誓 約 書

令和 年 月 日

(常陸大宮市文化センター指定管理者)

株式会社ディックスプロモーション

代表取締役 田中 良介 様

住 所 _____

氏 名 _____

令和 年 月 日 _____ 公演のため
ホールを利用するにあたり、下記の利用許可条件に違反したときには、ホールの利用を取り消されても異議ありません。また、その際生じた損害等については当方の責任において賠償するものとし、文化センターには一切ご迷惑をかけないことを誓約します。

記

利用許可条件

- 1 「常陸大宮市文化センター利用案内」に記載されている各事項を厳守すること。
- 2 ホールの収容定数（大ホール 1, 0 1 0 名・小ホール 2 8 4 名）を超えて入場させないこと。
- 3 必要ある場合は、催し物の開催届けを事前に大宮警察署に届け、防犯上の警備を依頼すること。
- 4 入場者の安全確保と秩序の保持を図るため、必要な整理人員を配置すること。
- 5 万一会場内が混乱し危険な場合は、公演を中断または中止すること。
- 6 本公演への暴力団関係組織の出入り及び介入は、一切認めないこと。
- 7 定めた入場料のほか、入場者からいかなる料金も徴収しないこと。
- 8 優待券、割引券を発行する場合は、事前に文化センターと打ち合わせを行うこと。
- 9 宣伝のためのチラシ等広告物を発行する場合は、**主催者の名称、住所、連絡先を明記**すること。なお、問い合わせ等の対応は出来ませんので、文化センターの電話番号は記入しないこと。
- 10 ポスター類を屋外に掲示する場合は、事前にその場所の管理者から承認を得てから掲示すること。また、終了した催し物のポスター類は、早急に責任をもって撤去すること。
- 11 飲食及び喫煙は、必ず所定の場所ですること。
- 12 施設利用後に出たゴミ、空き箱、その他不用品については、すべて持ち帰ること。
- 13 利用したテーブル及びイス等は、終了後直ちに整理整頓すること。
- 14 許可を受けている利用時間（準備、かたづけ等に要する時間を含む）を厳守すること。
- 15 利用になった施設設備・備品等を破損し、または滅失したときは、損害額を賠償していただく場合があるので十分注意すること。
- 16 公演中に災害が発生した場合には、速やかに来場者の安全確保及び機材・展示物等の確認を行い状況に応じて催事の中断又は、中止等の措置を当館と協議の上、講ずること。
ただし、大災害については、直ちに公演を中止し来場者の身の安全に努めること。
- 17 その他文化センターが必要と認める事項については、指示に従うこと。

誓 約 書

令和 7 年 4 月 1 日

(常陸大宮市文化センター指定管理者)

株式会社ディックスプロモーション

代表取締役 田中 良介 様

住 所 常陸大宮市中富町〇〇ー〇

氏 名 〇〇〇ピアノ教室

令和 7 年 5 月 1 日 ピアノ発表会 公演のため
ホールを利用するにあたり、下記の利用許可条件に違反したときには、ホールの利用を取り消されても異議ありません。また、その際生じた損害等については当方の責任において賠償するものとし、文化センターには一切ご迷惑をかけないことを誓約します。

記

利用許可条件

- 1 「常陸大宮市文化センター利用案内」に記載されている各事項を厳守すること。
- 4 ホールの収容定数（大ホール 1, 0 1 0 名・小ホール 2 8 4 名）を超えて入場させないこと。
- 5 必要ある場合は、催し物の開催届けを事前に大宮警察署に届け、防犯上の警備を依頼すること。
- 4 入場者の安全確保と秩序の保持を図るため、必要な整理人員を配置すること。
- 5 万一会場内が混乱し危険な場合は、公演を中断または中止すること。
- 6 本公演への暴力団関係組織の出入り及び介入は、一切認めないこと。
- 7 定めた入場料のほか、入場者からいかなる料金も徴収しないこと。
- 8 優待券、割引券を発行する場合は、事前に文化センターと打ち合わせを行うこと。
- 9 宣伝のためのチラシ等広告物を発行する場合は、**主催者の名称、住所、連絡先を明記すること**。なお、問い合わせ等の対応は出来ませんので、文化センターの電話番号は記入しないこと。
- 10 ポスター類を屋外に掲示する場合は、事前にその場所の管理者から承認を得てから掲示すること。また、終了した催し物のポスター類は、早急に責任をもって撤去すること。
- 11 飲食及び喫煙は、必ず所定の場所ですること。
- 12 施設利用後に出たゴミ、空き箱、その他不用品については、すべて持ち帰ること。
- 13 利用したテーブル及びイス等は、終了後直ちに整理整頓すること。
- 17 許可を受けている利用時間（準備、かたづけ等に要する時間を含む）を厳守すること。
- 18 利用になった施設設備・備品等を破損し、または滅失したときは、損害額を賠償していただく場合があるので十分注意すること。
- 19 公演中に災害が発生した場合には、速やかに来場者の安全確保及び機材・展示物等の確認を行い状況に応じて催事の中断又は、中止等の措置を当館と協議の上、講ずること。
ただし、大災害については、直ちに公演を中止し来場者の身の安全に努めること。
- 17 その他文化センターが必要と認める事項については、指示に従うこと。